

# 水害・土砂等による非常災害対策計画

## 第1. 計画作成の目的等（計画作成の目的・必要性）

### 1. 目的

この計画は、水害・土砂等の防災対策等に関する法令及び介護保険法(指定介護老人福祉施設 設備及び運営に関する基準等)に基づき、当施設における必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、被害の防止と軽減を図ることを目的に作成するものです。

### 2. 適用範囲及び具体的実践方法

この計画は、特別養護老人ホーム百寿の郷及び百寿の郷短期入所センター、百寿の郷しんせつ介護センター、百寿の郷介護保険相談所、グループホームゆいっこ(以下「施設」という)に勤務し、又は出入りするすべての者に適用する。災害等防止に係る具体的な実践は「土砂等災害避難マニュアル」によるものとする。

## 第2. 平常時における対策（災害発生に備え、事前に講じておくべき対策）

### 1. 災害等防災対策委員会の設置等

#### (1) 災害等防災対策委員会の設置

施設における水害、土砂崩れ等の防災対策の総合的な推進を図るため、施設長を委員長とする災害等防災対策委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

#### (2) 委員会の構成

委員会の委員は、委員長のほか、各部署の管理者、主任等の役職の者、合計 10 名以内をもって構成する。

#### (3) 委員会の任務

委員会の任務は、次に定めるところによる。

ア 防災計画の改廃に関すること。

イ 防災関係諸規程等の整備に関すること。

ウ 建物及び設備の耐震化並びに防災設備の改善及び強化に関すること。

エ 防災訓練に関すること。

オ 防災教育及び防災対策の広報に関すること。

カ 前各号に定めるもののほか、防災対策上必要な事項

#### (4) 委員会の開催

委員会は、原則として年1回以上開催し、緊急時等の必要があるときは、その都度委員長が招集する。

#### (5) 防災対策班の組織

委員会に、委員長の指名する者を班員とする総務班、情報班等の7班を組織し、その任務と構成員は別に定めるとおりとする。

### 2. 施設周辺の安全確認等

#### (1) 施設周辺の河川、山間傾斜地の状況（建物の立地条件の把握）

施設周辺の河川の水量、破損ヶ所や建物から近い山間傾斜地の状況を確認する。

#### (2) 施設(建物)の破損等の状況

建築物の破損等により、災害時に水、土砂等が混入しやすい状況となっているかどうかの確認と修繕。

#### (3) 設備点検の実施

日常的に危険物や避難設備の点検整備を確認する。

### 3. 緊急物資の備蓄

災害時における必需品の補給が受けられなくなった場合やライフラインが停止した場合でも入所者への適切なケアが確保できるよう、食料品、医薬品・衛生材料等の備蓄状況を確認する

#### (1)食料品

ア 入所者用 64人分 最低3日分

イ 職員用 20人分 最低3日分

(2)医薬品及び衛生材料 入所者64人分 最低3日分

(3)日用品 必要最小限度のものとする。

(4)飲料水 一人一日3リットル 最低3日分

(5)生活用水 受水槽の有効利用 16立方メートル

(6)非常電源装置及び関連器具等

### 4. 職員の出勤体制

災害等発生時の職員招集体制等は、予め定める土砂等災害避難マニュアルによるものとする。

### 5. 利用者家族との連絡体制

(1) 緊急時連絡先をあらかじめ家族等との間で確認し、いつでも直ちに連絡できるよう整備する。

(2) デイサービス利用者の場合は、緊急時連絡先や引き取り方法をあらかじめ家族等との間で協議・確認し、引き取りに関する情報を整備する。

### 6. 地域社会との連携

百寿の郷地域防災協力隊と常日頃から連携を図り、緊急時の協力体制を確立する。

### 7. 防災訓練の実施

利用者の安全を確保するため避難誘導・負傷者救護・応急措置等、各人に定められた任務を確実に果たし、被害を最小限にとどめるため、防災訓練(火災及び教育訓練含む)を年1回以上実施する。

## 第3. 災害が予想される場合及び災害発生時における対応

### 1. 迅速な情報収集の方法

天気予報、注意報等をテレビ、ラジオ、インターネット等で入手し、周囲の状況を正確に把握し、前兆現象も充分予測した上で判断し、迅速に行動する。

### 2. 身の安全確保

職員自ら身の安全を確保しつつ、とっさの判断や行動が困難な高齢者に対しては可能な範囲において安全行動を呼びかけるとともに迅速に避難誘導を行なう。

### 3. 利用者、職員の安否確認

利用者及び職員の安否を確認し、安全な避難スペースへ誘導する。

### 4. 利用者、職員の応急手当の実施

利用者及び職員のケガ等の状態を確認し、負傷者に対し応急手当を施す。

### 5. 組織(防災対策班)活動の開始

任務分担に基づき、参集した職員(又は、出勤している職員)による班編成を行い、組織活動を開始する。

#### 6. 施設内外の点検

建物内外部、火気器具、危険物の点検を行って倒壊危険性の判定を行う。又、夜間は勤務者が限られており、職員出勤まで時間がかかることも予想されるので、とりあえずは夜勤者、宿直者により、設備等の点検を行う。

#### 7. 利用者の避難誘導

施設長等は建物の破損・破壊状況や周囲の状況を踏まえ、屋内にとどまるか屋外へ避難するか判断した上で行動を指示する。又、屋外へ避難する場合、職員は利用者のケース記録、常備薬等の重要物を非常時持ち出し品として携帯する。

### 第4. 事業継続又は再開に向けた対策等（生活の確保と事業再開の対策）

#### 1. 利用者家族への安否情報の提供

利用者家族等へ安否情報の提供を行う。

#### 2. 情報通信体制の確立

飲料、水、トイレ等の生活必需品及び水道、電気、ガス、電話等のライフラインを確認し、関係業者等へ状況を報告するとともに、場合によっては行政機関へ応援要請を行う。

#### 3. 人的体制の確保

事業の継続又は再開に向けて、職員が勤務できるか確認し、場合によっては、非常時に適した勤務に変更して対応する。

#### 4. 備品等の確保

事業の継続又は再開に向けて、日常的に必要な備品等の確認を行い、不足する場合には、関係業者や行政機関と連携し、調達に努める。

#### 5. 利用者の心のケアと健康状態の確認

利用者の精神及び健康の状態を継続的に確認し、必要な対応にあたる。

#### 6. 職員の心のケアと健康状態の確認

職員の精神及び健康の状態を継続的に確認し、必要な対応にあたる。

#### 7. このほか、各項目の詳細や具体的手法については「水害・土砂等災害避難マニュアル」を参照すること。